

AOMORI LAW AND POLITICAL SCIENCE REVIEW

No.14 2013

CONTENTS

Articles

Réflexion sur la loi relative à la responsabilité civile dans le domaine de l'énergie nucléaire FUKUTA Kentaro	1
Law as an Empty Vessel: Analyzing and Interpreting Tamanaha's Instrumentalism SHIINA Tomohiko	21
Die Möglichkeit der nochmaligen Überlegung der Auslegung des Wahlrechts: Die Entfaltung der Lehre von der Auslegung des Wahlrechts in Japan OHIWA Shintarou	45
The Civil Liability of the Parent in American Tort Law: A Focus on the Relationship between Fault Liability Principle and Victim Redress YOSHIMURA Kenshin	58
The Constitution and the End of Pacifism AIZU Akio	87
Some Thoughts on the Asset Based Lending in Japan MURATA Teruo	105
Relations between Bullying Problem, School Organization, and Bureaucracy of Educational Administration on Collectivist Cultures SAITO Katsusuke	121
Reserch Note	
Zypernkrise und deutsche Politik SAITO Yoshihiko	134
Zwei Arten von der Parlamentarischen Regierung und die positivverfassungsrechtliche Lehre HORIUCHI Takeshi	147
Case Comment	
Responsibilities of Arrangers in Syndicated Loans KURIBARA Yukiko	153
A Case Study on Procedures of Family Affairs (The Judgement in June 6, 2012 at Tokyo High Court, 2152 Hanrei Jiho 44) WATANABE Yoshihiro	163
Apportionment and Equal Protection of Suffrage in the House of Councillors Electoral System OOTAKE Akihiro	173

AOMORI LAW INSTITUTE

青森法政論叢

第14号 2013年

目次

論文

原賠法における責任集中原則の射程..... 福田健太郎	1
ブライアン・Z・タマナハの法道具主義論をめぐって..... 椎名 智彦	21
選挙権解釈再考の可能性 —日本における選挙権解釈論の展開—..... 大岩慎太郎	45
アメリカ不法行為法における親の民事責任の概況 —過失責任原則と被害者救済の關係に着目して—..... 吉村 顕真	58
戦後憲法学と絶対平和主義の終焉..... 會津 明郎	87
わが国における動産・債権担保融資の現状と課題 —アセット・ベースト・レンディングを中心として—..... 村田 輝夫	105
集団主義文化下のいじめ問題・学校組織・教育行政官僚制の關係..... 西東 克介	121

研究ノート

キプロス危機とドイツ政治..... 齋藤 義彦	134
議院内閣制の二つのモデルと実定憲法論..... 堀内 健志	147

判例研究

シンジケートローンにおけるアレンジャーの責任..... 栗原由紀子	153
家事裁判例評釈（東京高裁平成24年6月6日決定 判時2152号44頁） 渡辺 義弘	163
参議院議員定数配分規定と投票価値の平等..... 大竹 昭裕	173

青森法学会

青森法学会規約

第1条 (名称) 本会は「青森法学会 (Aomori Law Institute)」と称する。

第2条 (目的) 本会は法学・政治学およびその関連分野の研究・普及を図ることを目的とする。

第3条 (事業) 本会は次の事業を行う。

- 1 研究会・講演会の開催
- 2 研究誌の発行
- 3 その他、総会で適当と認めた事業

第4条 (事務局) 本会の事務局は弘前大学人文学部研究室に置く。

第5条 (会員) ①以下のいずれかに該当する者は、本会会員となることができる。

- 1 青森県内の大学、短期大学、高等専門学校に在籍する法学・政治学およびその関連分野の研究者
- 2 青森県内の法曹、その他法律・行政に関わる実務家
- 3 青森県内の大学・大学院に在籍する学生およびその卒業生で、本会会員の推薦を受けた者
- 4 その他本会の趣旨に賛同する者 (法人を含む) で、本会会員の推薦を受けた者

②会員になろうとする者は、理事会に入会を申し込み、その承認を得るものとする。

③会員は総会で定める年会費を納入しなければならない。

第6条 (役員) ①本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 理事 若干名
- 3 監事 1名

②前項第2号ないし第3号の役員は総会で選出する。役員任期は2年とし、再任を妨げない。

③第1項第1号ないし第2号の役員をもって理事会を組織する。

④第1項第1号の役員は理事会において互選により決定する。

第7条 (総会) ①会長 (会長に事故がある場合はその代理、以下同じ) は毎年1回総会を招集しなければならない。また、会長が必要と認めるときは、何時でも総会を招集することができる。

②総会は会員の3分の1の出席をもって成立する。

③総会の議決は出席者の過半数の賛成を要する。総会に出席しない会員は、書面により他の会員に議決権の行使を委任することができる。

第8条 (改正) 本規約を改正するには、総会における出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附則 1. 本規約は1999年1月24日から効力を有する。

青森法学会役員 会長 堀内健志 (弘前大学) 理事 尾崎正利 (青森中央学院大学)
理事 大竹昭裕 (青森県立保健大学) 理事 村松恵二 (弘前大学)
監事 松原邦明 (弘前大学名誉教授)

青森法学会学術雑誌規程

1. 青森法学会は、法学・政治学およびその関連分野の研究の発展を目的として、『青森法政論叢』(以下本誌という)を刊行する。

2. 本誌の編集は、青森法学会におかれる編集委員会が行う。

3. 本誌に投稿する資格を有する者は、次の通りとする。

- ①青森法学会の会員
- ②編集委員会が特に認めた者

4. 本稿に掲載する原稿の種類と長さ(400字詰め原稿用紙換算)は、原則として、以下の通りとする。

論文	70枚以内	研究ノート	40枚以内	判例研究	30枚以内
報告	30枚以内	書評	20枚以内		

5. 投稿原稿の採否に関しては、編集委員会の委嘱する審査委員の審査を経て、編集委員会で決定する。

6. 原稿の掲載が決定した者に対し、雑誌発行に要する費用の一部について、応分の負担を求められることがある。

執筆者紹介

福田健太郎 (近畿大学 民法)

椎名 智彦 (青森中央学院大学 英米法)

大岩慎太郎 (桐蔭横浜大学大学院 憲法)

會津 明郎 (憲法)

吉村 顕真 (弘前大学 民法)

村田 輝夫 (関東学院大学 民法)

西東 克介 (弘前学院大学 行政学)

齋藤 義彦 (弘前大学 現代ドイツ論)

堀内 健志 (弘前大学名誉教授 憲法)

栗原由紀子 (尚絅学院大学 民法)

渡辺 義弘 (弁護士 民事手続法)

大竹 昭裕 (青森県立保健大学 憲法)

青森法政論叢編集委員会

村松恵二 (委員長) 大竹昭裕 小俣勝治

児山正史 西東克介

2013年8月31日発行 ¥1260 [本体¥1200]

編集兼
発行者 青森法学会

〒036-8560 弘前市文京町1番地
弘前大学人文学部内

印刷所 ぶりんていあ第二